被災宅地復旧支援事業　Ｑ＆Ａ【令和８年11月４日時点】

基本事項

	質　　問	回　　答
1	どのような宅地が対象となりますか。	令和８年８月27日からの大雨発生時に住宅の用に供されていた宅地が対象となります。 ただし、民間企業や団体等の社宅や寮の宅地や分譲宅地等の宅地開発の事業用の宅地は対象となりません。
2	どこに相談に行けばよいですか。	被災宅地復旧支援事業の受付窓口は市町村となります。補助金の申請手続きなど、詳細についてはそれぞれの市町村にお尋ねください。
3	補助制度の内容について教えてください。	被災宅地の所有者、管理者又は占有者（以下、「所有者等」という。）が対象工事の施工に要した経費から50万円を控除した額の３分の２を補助する制度です。 対象工事の上限額は1,200万円となっており、最大で766万６千円の補助を受けることができます。
4	対象工事にはどのようなものがありますか。	大雨による被害を受けた宅地等の復旧に要する以下の工事が対象となります。 ①復旧工事 　原形復旧を基本とした次に掲げる工事（構造基準を満たすものへの変更を含む。） ア　のり面の復旧工事 イ　擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事を含む。） ウ　地盤の復旧工事（陥没への対応工事を含む。） ※調査、設計費を含む。

補助対象範囲（宅地の定義・被災の定義）

	質　　問	回　　答
5	アパートなどの賃貸住宅の宅地でも対象となりますか。	対象となります。１宅地１申請の原則で、申請者は所有者等になります。
6	土地の名義が法人でも補助の対象となりますか。	土地の名義が個人、法人を問わず、住宅の用に供されていた宅地であれば対象となります。
7	店舗(事務所)併用住宅の宅地でも対象となりますか。	併用住宅の宅地は、住宅の用に供する部分の宅地が対象となります。 対象部分の判定が困難な場合は、住宅、非住宅の延べ床面積で工事費を按分し補助金の額を算定してください。
8	被災時に空き家となっていた宅地の復旧は対象となりますか。	空き家の宅地は原則対象外となります。
9	被災後、新たに購入した宅地の復旧工事は対象となりますか。	大雨発生時に住宅の用に供されていた宅地が対象となりますので、被災後新たに購入した宅地の復旧工事は対象となりません。

申請関係（審査書類及び申請について）

	質　　問	回　　答
10	申請後、すぐに宅地の復旧工事を行っても良いでしょうか。	申請後、各自治体で申請内容が適切か審査を行うので、審査結果として交付される「交付決定通知書」等を受け取るまで、工事には取りかからないでください。詳しくは市町村にお尋ねください。
11	既に宅地の復旧工事を終えている場合、補助対象となりますか。	「交付決定通知書」等を受け取ってから工事を行うのが原則ですが、制度が創設された11月以前に工事に着手又は完了したものについては、令和８年８月27日からの大雨により被災した住宅用宅地の復旧工事であることが被災時の写真などにより確認できれば補助対象となります。詳しくは市町村にお尋ねください。
12	申請に必要となる書類について教えてください。	・工事の設計図（位置図、計画平面図等） ・工事見積書の写し ・被災状況を確認できる資料（被害写真等） ・り災証明書の写し などが必要です。必要書類の用意が難しい場合や、どんな書類を用意したら良いか分からない場合、まずは市町村にお尋ねください。

被災宅地復旧支援事業　Ｑ＆Ａ【令和８年11月４日時点】

申請関係（審査書類及び申請について）

	質　　問	回　　答
13	工事費の上限額（1,200万円）に達していない場合、同一宅地について複数回申請できますか。	申請は１宅地につき１回となります。

その他

	質　　問	回　　答
14	工事業者について紹介してもらえますか。	工事業者について紹介はできませんが、下記のURLから富山県内に本店を置く富山県知事許可業者について確認することができます。 https://www.pref.toyama.jp/1510/sangyou/shoukoukensetsu/kensetsugyou/kj00001813/kj00001813-007-01.html